

南小国町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

南小国町長

南小国町条例第4号

南小国町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 町道の構造の技術的基準（第3条—第40条）

第3章 案内標識等の寸法（第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の規定に基づき、町道を新設し、又は改築する場合における町道の構造の技術的基準、町道に設ける道路標識の寸法に関する事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法並びに道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 町道の構造の技術的基準

（道路の区分）

第3条 道路の区分は、構造令第3条に定める第3種とするものとする。

（車線等）

第4条 車道（副道、停車帯その他構造令第5条第1項に規定する国土交通省令で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第5級の道路にあつては、この限りでない。

2 次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ計画交通量が同表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる数値以下である道路（次項において「第2項規定道路」という。）の車線（屈折車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

| 道路 | | 地形 | 設計基準交通量 (単位 1日につき台) |
|-----|-----|-----|------------------------|
| 第3種 | 第2級 | 平地部 | 9,000 |
| | | 山地部 | 8,000 |
| | 第3級 | | 平地部 |
| | | 山地部 | 8,000 |
| | | | 山地部 |

3 第2項規定道路以外の道路（第5級の道路を除く。）の車線の数⁴は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数とする。）とし、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び同表の地形の欄に掲げる地形の区分に応じ、それぞれ当該道路の計画交通量を同表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる数値で除して得た数を勘案して定めるものとする。

| 道路 | | 地形 | 1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台) |
|-----|-----|-----|-------------------------------|
| 第3種 | 第2級 | 平地部 | 9,000 |
| | | 山地部 | 8,000 |
| | 第3級 | | 平地部 |
| | | 山地部 | 5,000 |

4 車線（屈折車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員⁵は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値とするものとする。ただし、第2級の普通道路にあつては交通の状況により必要がある場合は同表の幅員の欄に定める数値に0.25メートルを加えて得た数値とすることができる。

| 道路 | | | 幅員 (単位 メートル) |
|-----|-----|------|-----------------|
| 第3種 | 第2級 | 普通道路 | 3.25 |
| | | 小型道路 | 2.75 |
| | 第3級 | 普通道路 | 3.00 |
| | | 小型道路 | 2.75 |
| | 第4級 | | 2.75 |

5 第5級の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に狭^き窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 車線の数が4以上である道路の車線は、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、往復の方向別に分離するものとする。

2 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合は、中央帯を設けるものとする。

3 中央帯の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

| 道路 | | 幅員 (単位 メートル) | 特例の幅員 (単位 メートル) |
|-----|-----|-----------------|--------------------|
| 第3種 | 第2級 | 1.75 | 1.00 |
| | 第3級 | | |
| | 第4級 | | |

4 中央帯には、側帯を設けるものとする。

5 前項の側帯の幅員は、0.25メートルとするものとする。

6 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

7 分離帯に路上施設を設ける場合の当該分離帯を設ける中央帯の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 車線（屈折車線を除く。）の数が4以上である道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合は、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の幅員の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の幅員の欄に定める数値まで縮小することができる。

| 道路 | | | 幅員 (単位 メートル) | 特例の幅員 (単位 メートル) |
|-----|-------|------|-----------------|--------------------|
| 第3種 | 第2級から | 普通道路 | 0.75 | 0.50 |
| | 第4級まで | 小型道路 | 0.50 | |
| | 第5級 | | 0.50 | |

3 車道の右側に設ける路肩の幅員は、0.5メートル以上とするものとする。

4 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる。

5 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項幅員の欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

6 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合は、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

7 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合は、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して路端寄りに路肩を設けるものとする。

8 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合の当該路肩の幅員は、第2項の表の幅員の欄若しくは特例の幅員の欄又は第3項の表の幅員の欄に定める数値に当該路上施設を設けるのに必要な数値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合は、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他

の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合は、当該自転車道の幅員は、構造令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該自転車道を設ける道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の数値に、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第5級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該自転車歩行者道を設ける道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第10条 第5級を除く歩行者の交通量が多い道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 道路には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の数値に、横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設け

る場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第5級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該歩道を設ける道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路（以下この条において「歩道等」という。）には、横断歩道、乗合自動車停車所等に接続する歩道等における歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合は、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第12条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第13条 道路には必要に応じ植樹帯を設けるものとする。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該植樹帯を設ける区間の道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき数値を超える適切な数値とするものとする。

(1) 景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第14条 道路（副道を除く。）の設計速度は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分に応じ、それぞれ同表の設計速度の欄に定める数値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の特例の設計速度の欄に定める数値とすることができる。

| 道路 | | 設計速度 (単位 1時間につき キロメートル) | 特例の設計速度 (単位 1時間につき キロメートル) |
|-----|-----|-------------------------------|----------------------------------|
| 第3種 | 第2級 | 60 | 50又は40 |
| | 第3級 | 60, 50又は40 | 30 |
| | 第4級 | 50, 40又は30 | 20 |
| | 第5級 | 40, 30又は20 | |

2 副道の設計速度は、1時間につき40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑にするために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第31条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の曲線半径の欄に定める数値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の特例の曲線半径の欄に定める数値まで縮小することができる。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメートル) | 曲線半径 (単位 メートル) | 特例の曲線半径 (単位 メートル) |
|---------------------------|-------------------|----------------------|
| 60 | 150 | 120 |
| 50 | 100 | 80 |
| 40 | 60 | 50 |
| 30 | 30 | |
| 20 | 15 | |

(曲線部の片勾配)

第17条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘

案し、10パーセント（自動車道等を設けない道路にあつては、6パーセント）以下で、適切な数値の片勾配を付するものとする。

（曲線部の車線等の拡幅）

第18条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。

（緩和区間）

第19条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合は、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の長さの欄に定める数値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に定める数値を超える場合は、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメートル) | 長さ (単位 メートル) |
|---------------------------|-----------------|
| 60 | 50 |
| 50 | 40 |
| 40 | 35 |
| 30 | 25 |
| 20 | 20 |

（視距等）

第20条 視距は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の視距の欄に定める数値以上とするものとする。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメートル) | 視距 (単位 メートル) |
|---------------------------|-----------------|
| 60 | 75 |
| 50 | 55 |
| 40 | 40 |
| 30 | 30 |
| 20 | 20 |

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）は、必要に応じ、自動車追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第21条 車道の縦断勾配は、次の表の道路の欄に掲げる道路の区分及び同表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の縦断勾配の欄に定める数値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の特例の縦断勾配の欄に定める数値以下とすることができる。

| 道路 | | 設計速度 (単位 1時間につき キロメートル) | 縦断勾配 (単位 パー セント) | 特例の縦断勾 配 (単位 パー セント) |
|-----|------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|
| 第3種 | 普通道路 | 60 | 5 | 8 |
| | | 50 | 6 | 9 |
| | | 40 | 7 | 10 |
| | | 30 | 8 | 11 |
| | | 20 | 9 | 12 |
| | 小型道路 | 60 | 8 | |
| | | 50 | 9 | |
| | | 40 | 10 | |
| | | 30 | 11 | |
| | | 20 | 12 | |

（縦断曲線）

第22条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分及び同表の縦断曲線の曲線形の欄に掲げる縦断曲線の曲線形の区分に応じ、それぞれ同表の半径の欄に定める数値以上とするものとする。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメー トル) | 縦断曲線の曲線形 | 半径 (単位 メートル) |
|-------------------------------|----------|-----------------|
| 60 | 凸形曲線 | 1,400 |
| | 凹形曲線 | 1,000 |

| | | |
|----|------|-----|
| 50 | 凸形曲線 | 800 |
| | 凹形曲線 | 700 |
| 40 | 凸形曲線 | 450 |
| | 凹形曲線 | 450 |
| 30 | 凸形曲線 | 250 |
| | 凹形曲線 | 250 |
| 20 | 凸形曲線 | 100 |
| | 凹形曲線 | 100 |

3 縦断曲線の長さは、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の長さの欄に定める数値以上とするものとする。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメートル) | 長さ (単位 メートル) |
|---------------------------|-----------------|
| 60 | 50 |
| 50 | 40 |
| 40 | 35 |
| 30 | 25 |
| 20 | 20 |

(舗装)

第23条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、道路の存する地域の気候等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な通行を確保することができるものとして構造令第23条第2項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

(横断勾配)

第24条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、次の表の路面の種類欄に掲げる路面の種類区分に応じ、それぞれ

同表の横断勾配の欄に定める数値を標準として横断勾配を付するものとする。

| 路面の種類 | 横断勾配 (単位 パーセント) |
|----------------------|--------------------|
| 前条第2項に規定する基準に適合する舗装道 | 1.5以上 2.0以下 |
| その他 | 3.0以上 5.0以下 |

2 歩道、自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
(合成勾配)

第25条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、次の表の設計速度の欄に掲げる設計速度の区分に応じ、それぞれ同表の合成勾配の欄に定める数値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、12.5パーセント以下とすることができる。

| 設計速度 (単位 1時間につきキロメートル) | 合成勾配 (単位 パーセント) |
|---------------------------|--------------------|
| 60 | 10.5 |
| 50 | 11.5 |
| 40 | |
| 30 | |
| 20 | |

(排水施設)

第26条 道路には、排水のため必要がある場合は、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第27条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合は、必要に応じ、屈折車線、交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メー

トルを標準とするものとする。

- 4 屈折車線を設ける場合は、当該屈折車線を設ける道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第28条 車線（屈折車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当な場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 車線（屈折車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合は、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

- 3 道路を立体交差とする場合は、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第22条及び第25条並びに構造令第12条の規定は、適用しない。

(待避所)

第29条 第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合は、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で構造令第31条に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第31条 主として近隣に居住する者の利用に供する第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合は、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第32条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第33条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合は、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第34条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で構造令第33条第1項に規定する国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第35条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該トンネルを設ける道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合は、当該トンネルを設ける道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第36条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、構造令第35条第4項に規定する国土交通省令で定めるところによる。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合にお

いて、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第30条及び第34条を除く。）並びに構造令第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までによる基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（小区間改築の場合の特例）

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第39条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、構造令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第37条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第11条を除く。）並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該歩行者専用道路を設ける道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合は、当該歩行者専用道路の幅員は、構造令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第4条から第10条まで、第12条から第37条まで及び第38条第1項並びに構造令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）までの規定は、適用しない。

第3章 案内標識等の寸法

第41条 法第45条第3項及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の規定により条例で定める案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（以下この条において「案内標識等」という。）の寸法は、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路の通行者又は利用者が目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める寸法とする。

2 前項の規定により規則で定める寸法は、道路の設計速度若しくは形状又は交通の状況により必要がある場合は、規則で定めるところにより、拡大することができるものとする。

3 第1項の規定により規則で定める寸法は、良好な景観の保全を図るため必要がある場合又は自動車の通行に支障があるため設置が困難な場合は、規則で定めるところにより、縮小することができるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。